

第3回 教育委員会 会議録

- 1 開催日時 令和5年3月22日(水) 午前9時54分
- 2 開催場所 大町市役所 西会議室
- 3 出席委員 教 育 長 荒 井 今 朝 一
同 職 務 代 理 者 中 山 晴 隆
委 員 下 川 清 志
委 員 森 し の ぶ
委 員 北 澤 明 美
- 4 説明のため出席した者
教 育 次 長 一
教 育 参 事 太 田 三 博
学 校 教 育 課 長 平 林 政 規
生 涯 学 習 課 長 牛 越 秀 仁
ス ポ ー ツ 課 長 松 下 明 夫
山 岳 博 物 館 副 館 長 清 水 隆 寿
学 校 教 育 指 導 主 事 中 村 一 郎
学 校 教 育 指 導 主 事 吉 澤 清
- 5 事務局 学校教育課庶務係長 平 林 晃
- 6 傍聴者 一 名

荒井教育長：ただ今から第3回教育委員会定例会を開催いたします。

会議録は、回覧しておりますので、確認うえ署名をお願いします。

まず、私の報告から始めます。

教育長報告

荒井教育長：以上です。なにかご質問は。

森委員：部活動のクラブ化に関して、部活動指導員は学校教育課から報酬が出て、外部指導者には、これからも出ないということですか。

荒井教育長：全部の準クラブには補助金ができる。民間の指導者がいれば、民間の指導者のランクに応じた額が出ることになる。

それは全部の準クラブに出ることになるが、それでは賄いきれない部分は保護者会が負担することもあり得るかもしれない。

森委員：先生方で指導者に回りたいという、その希望の調査というのはこれからやるのでしょうか。

荒井教育長：調査はしません。顧問は学校が決めるしかない。だからその中には指導が可能な人もいれば、やったことない人もいるかもしれない。でもそれは顧問が相談に乗ってあげてくださいということになる。

森委員：指導に熱心な顧問と外部コーチの指導方針合わなくて、外部コーチがやめてしまったという話を聞いていますが。

荒井教育長：保護者の方が優先で、顧問は相談役となる。もちろん顧問が指導者であってもよいが、顧問が先になって指導したいということになってはいけない。

下川委員：3月28日は生徒も引っ越しを手伝うのか。

太田教育参事：28日は、生徒は行いません。

荒井教育長：それでは要判断児童・生徒の教育支援について報告をお願いします。

吉澤指導主事：「要判断児童・生徒の教育支援について」説明

荒井教育長：説明終わりました。補足説明

下川教育委員：東小は来年度から支援級を一クラス増やすというのは、この3ページにあることからか。

荒井教育長：8人が基準。今年入る児童を含めると17人で3クラスとなる。

下川教育委員：支援級の教室数というのは流動的だということだと思うが、これから北部と南部の小学校の必要教室数の議論では、こういうことも考慮する必要があるかと。

それに関連して、大町中学校の支援学級の編成は最終的にどうなったのか。

荒井教育長：結論から言うと、8で割った数でしか教員はこない。大町中の場合は、4クラスとなるが、市の加配を入れて5クラスとしている。

北澤教育委員：専門員は何名で対応にあたっているのか。

荒井教育長：教育支援員が全部で22名、その内、専門員が15か16名。

よろしいですか。それでは次行きます。

学校における事件・事故について報告してください。

平林学校教育課長：「学校における事件・事故について」報告【協議内容は非公開】

荒井教育長：それでは議事に入ります。

まず、議案第14号 大町市教育委員会組織規則の一部を改正する規則制定について、提案してください。

平林庶務係長：資料説明

荒井教育長：以上ですけれども、よろしいですか。

それでは、議決いただいたということによろしいですか。

〔意見なし〕

荒井教育長：次に議案第15号 大町市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する規程制定について、提案してください。

平林庶務係長：資料説明

荒井教育長：説明は終わりました。

それでは議決いただいたということによろしいですか。

〔意見なし〕

荒井教育長：次、議案第 16 号 大町市学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則制定について提案してください。

平林庶務係長：資料説明

荒井教育長：説明は終わりました。

それでは議決いただいたということによろしいですか。

〔意見なし〕

荒井教育長：次に議案第 17 号、大町市学校再編準備委員会設置要綱の一部を改正する要綱制定について、提案してください。

平林学校教育課長：資料説明

荒井教育長：説明は終わりました。

それでは議決いただいたということによろしいですか。

〔意見なし〕

荒井教育長：議案第 40 号、大町市立学校職員服務規程の一部を改正する規程制定について、提案してください。

平林庶務係長：資料説明

荒井教育長：説明は終わりました。

それでは議決いただいたということによろしいですか。

〔意見なし〕

荒井教育長：次、議案第 19 号、大町市立学校児童生徒遠距離通学用乗車証等交付要綱の制定について、提案してください。

平林学校教育課長：資料説明

荒井教育長：説明は終わりました。

森教育委員：文科省からの通達では、実際の距離が中学生は 6 キロ以上、小学生は 5 キロ以上はバス通学となっている。大町では、中学生は 5 キロ、小学生は 4 キロという基準でやってきましたということですが、今回の直線距離で 2.5 キロなどの数字は、どういう基準で出てきたものでしょうか。

荒井教育長：通学路の検討委員会が出された結論です。

森教育委員：自転車通学の子が、雨の日にバスを利用しても良いのでしょうか。

荒井教育長：利用してもよい。その都度、学校に許可を取っていただければ、利用してもよい。公費で定期を出すのは、この基準であるということ。

下川教育委員：直線距離というのは、認識されているのか。

平林学校教育課長：通学路は市が定めておらず、各自が届け出たものであるため、人によって通る道が違うようでは、不公平になることから、直線距離ということになっている。

下川教育委員：これから、直線距離という言葉をいろいろなところで使って、みんなに知っていただけるようにした方がよいと思う。

下川教育委員：直線距離の判断は誰がするのか。

荒井教育長：教育委員会の事務局で行います。

窓口は学校になるので、最終的には教育委員会の判断になる旨を周知していただくようにします。

よろしいですか。それでは議決いただいたということでよろしいですか。

〔意見なし〕

荒井教育長：次、議案第 20 号、大町市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱制定について、提案してください。

平林庶務係長：資料説明

荒井教育長：よろしいですか。それでは議決いただいたということでよろしいですか。

〔意見なし〕

荒井教育長：次、議案第 21 号、大町市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱制定について、提案してください。

平林庶務係長：資料説明

荒井教育長：よろしいですね。

〔意見なし〕

荒井教育長：次に議案第 22 号、公民館長の任命について、事務局説明してください。

平林庶務係長：資料説明

荒井教育長：よろしいですか。

それでは議決いたします。

次に議案第 23 号、令和 5 年 4 月 1 日付教育委員会職員の人事異動について、となりますが、次の議案第 24 号、市立大町図書館長の任命についてを最初に行うことといたします。事務局説明をお願いします。

平林庶務係長：資料説明

荒井教育長：よろしいですね。それではこの件も議決いたします。

次に議案第 23 号、令和 5 年 4 月 1 日付教育委員会職員の人事異動について、資料を配布してください。

荒井教育長：資料説明

以上ですが、よろしいですか。

〔意見なし〕

荒井教育長：議決をいただきました。

それでは、5分だけ休憩といたします。

～ 休憩 ～

荒井教育長：それでは、協議事項について、事務局説明をお願いします。

平林庶務係長：資料説明

荒井教育長：まず、明るい選挙推進協議会委員については、4人全員だということなので、引き続き4人全員をお願いします。

次に大町市生涯学習のまちづくり推進本部委員候補者の推薦についてですが、仲原さんの後任ということですが、北澤委員よろしいですか。

北澤教育委員：初回の会議が、都合がつかなくて出席できませんがよろしいですか。

荒井教育長：それはやむを得ないですね。委員については、北澤さんということをお願いします。

次に連絡事項をお願いします。

平林庶務係長：入学式の日程について、当面する日程について、及び今後の教育委員会等の日程について説明

第5回教育委員会は、5月16日（火）午後1時30分から西会議室で決定

それではこれで定例会を閉会といたします。お疲れ様でした。

《11：56 閉会》